

# 全国厚生労働関係部局長会議

## 詳細版資料

令和5年1月

子ども家庭局

(連絡事項)

1. 保育対策等の推進について . . . . . 41
  - (1) 保育対策関連予算について
  - (2) 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策について
  - (3) 待機児童数等調査（令和5年4月1日時点）について
  - (4) 保育所等における医療的ケア児の受入れについて
  - (5) 今年度実施している各種調査研究の検討状況等について
  - (6) 地方分権に係る地方からの提案等への対応方針について
  - (7) 小規模保育事業所における国家戦略特区での特例措置の全国展開について
  - (8) 子育て支援に要する費用に係る税制上の措置について
  - (9) 認可外保育施設の利用料に係る消費税措置について
  - (10) 保育事故防止に係る安全対策について
  
2. 児童健全育成対策等について . . . . . 52
  - (1) 放課後児童クラブについて
  - (2) 利用者支援事業について
  - (3) 地域子育て支援拠点事業について
  - (4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について
  - (5) 児童厚生施設について
  - (6) 児童委員・主任児童委員について
  - (7) 児童福祉週間について
  - (8) 児童福祉文化財について
  - (9) 地域共生社会について
  
3. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について . . . . . 75
  - (1) 児童福祉施設等の整備について
  - (2) 児童福祉施設等の安全の確保について
  - (3) 児童福祉施設等の防災・減災対策について
  - (4) 児童福祉施設等の運営について
  - (5) 東日本大震災により被災した子どもへの支援について
  
4. 児童虐待防止対策の強化について . . . . . 91
  - (1) 令和3年度乳幼児健診未受診者等の状況確認の結果について
  - (2) 令和4年度乳幼児健診未受診者等の状況確認の調査について
  - (3) 令和4年度「児童虐待防止推進月間」における主な取組、令和5年度の取組予定
  - (4) 「親子のための相談LINE」の運用開始について

<b>5. ヤングケアラーへの支援について</b> . . . . .	<b>93</b>
(1) 市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用 について	
(2) 令和4年度認知度向上のため広報啓発について	
<b>6. 社会的養育の充実について</b> . . . . .	<b>94</b>
(1) 包括的な里親養育支援体制の構築・特別養子縁組の推進 について	
(2) 施設の小規模かつ地域分散化・施設における地域支援の 取組の強化について	
(3) 社会的養護経験者の自立支援の充実について	
<b>7. ひとり親家庭等自立支援施策について</b> . . . . .	<b>96</b>
(1) 児童扶養手当について	
(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について	
(3) 就業支援等について	
(4) 子育て・生活支援、養育費の確保等について	
<b>8. 困難な問題を抱える女性への適切な支援の実施について</b> . . . . .	<b>108</b>
(1) 困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者 会議について	
(2) 都道府県基本計画等の策定について	
(3) 婦人相談員の配置について	
(4) 困難女性支援新法の施行に向けて	
<b>9. 母子保健対策の推進について</b> . . . . .	<b>110</b>
(1) 乳幼児身体発育調査の実施について	
(2) 助産施設について	
(3) 旧優生保護法について	

( 連 絡 事 項 )

各自治体におかれては、これらの事業の積極的な活用により、事故防止に関する知識の普及やガイドラインの普及とともに、保育施設等への適切な指導・立入調査の実施、安全な保育環境の整備等に努めていただくようお願いしたい。

## 2. 児童健全育成対策等について

### (1) 放課後児童クラブについて

#### ① 都道府県等認定資格研修講師養成研修の実施

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第10条において、放課後児童支援員となるためには、都道府県知事等が行う研修（認定資格研修）を修了しなければならないこととしている。

平成27年度から、この認定資格研修の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブにおいて放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、厚生労働省主催の都道府県等認定資格研修講師養成研修を実施しており、令和5年度も引き続き実施することとしている。開催時期等、詳細が決まり次第お知らせするので、令和4年度と同様、自治体担当者を含め積極的な受講者の推薦をお願いしたい。

#### ② 都道府県等認定資格研修の実施

認定資格研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、設備運営基準及び「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等についての共通の理解を得ることを目的として実施するものである。

認定資格研修は、放課後児童支援員という全国共通の認定資格を付与するための研修として位置づけられているものであるため、講義内容や担当する講師等に関して全国共通の一定程度の質が確保されることが必要である。また、研修科目の講師要件の中には、「放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等」を設けているが、当該都道府県等内で長年放課後児童クラブに従事してきた者が担当することで、その域内における人材育成にも寄与することを想定しているものであるため、研修を委託によ

り実施するに当たっては、こうした趣旨も踏まえて、委託先を選定する必要がある。

認定資格研修については、令和4年5月1日現在で、放課後児童支援員のうち当該研修を修了した者の割合は93.6%であった。都道府県等におかれては、放課後児童支援員の質の確保の観点から多くの放課後児童支援員が研修受講できるよう、可能な限り、研修受講の機会を確保いただくとともに、計画的な研修の実施に特段のご配慮をいただきたい。

放課後児童クラブの運営費において、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、令和5年3月31日までに認定資格研修を修了することを予定している者であれば放課後児童支援員としてみなすことができる経過措置を設けている。令和5年度からは、本経過措置が終了することを踏まえ、「①研修計画を定めること、②採用から2年以内に研修修了を予定していること」という2つの要件を満たす場合には、放課後児童支援員としてみなすことができることとする予定である。

なお、このような場合でも、放課後児童支援員の質の確保を図る観点から、早期に研修を受講いただくことが望ましいため、都道府県等におかれては、当該者が早期に認定資格研修を受講できるよう機会の確保に努めていただきたい。

研修の実施にあたっては、市町村や関係団体等と十分な連携を図り、

- ・ 認定資格研修の開催日、時間帯等の設定
- ・ 受講人数枠及び研修回数、研修開催場所

等について、都道府県等の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫するなど、効果的で円滑な実施が図られるよう努められたい。

また、研修の内容を実施要綱（「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」）に則ったものにするとともに、都道府県等において研修の内容の検討、検証に努めていただきたい。

なお、指定都市、中核市が所在する都道府県においては、都道府県、指定都市、中核市の間で十分協議を行い、地域によって研修が受講できないといったことが起きないように、都道府県内全体として研修受講機会の確保、研修内容の質の確保に努めていただきたい。

加えて、研修の開催に当たっては、遠隔地での実施を容易にすることや、感染症対策等の観点から、オンライン研修の導入を検討・実施している都道府県等もある。導入に際しては、認定資格研修の趣旨を損なわないことが求められることから、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、オンライン研修を同時に複数箇所で効果的・効率的に実施できる手法の実施手順や留意点等を整理している

ことから、内容についてご確認いただき、適切な実施をお願いしたい。  
(関連資料69参照)

### ③ 放課後児童支援員等資質向上研修の実施

放課後児童支援員等資質向上研修事業については、平成27年3月にとりまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、(略)計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」とされている。また、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業のうち、経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員に対する支援については、一定の研修を修了した者を対象とすることとしているため、当該研修事業を活用するなどして、地域における現任研修に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、当該研修事業は、講師がクラブを訪れ職員に対し講習等を行う形式の研修や通信形態による研修も対象となるため、地域の実情に応じて対象者が容易に研修受講できるようご検討いただきたい。

### ④ 「放課後児童クラブ運営指針解説書」の活用について

平成27年3月に策定した運営指針は、最低基準としてではなく、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格を有するとともに、こどもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して放課後児童健全育成事業に従事している放課後児童支援員等が、放課後児童クラブが果たす役割や機能を再確認し、子どもとどのような視点で関わるかが求められるのかという共通の認識を得ていただくために策定したものである。

このため、運営指針の内容が広く都道府県、市町村担当者や事業者(運営主体)及び実践者に浸透し、その趣旨が正確に理解されるように、また、運営指針の基本的な考え方を踏まえた上で、放課後児童クラブの多様性を生かしつつ、放課後児童クラブにおける育成支援の一定水準以上の質の確保を図るために、厚生労働省において、「放課後児童クラブ運営指針解説書」を作成しているため、関係者に周知いただきたい。なお、令和2年度より都道府県等認定資格研修のテキストとして当該解説書を使用することを必須としているため、ご了知いただきたい。

また、特に放課後児童健全育成事業の実施主体である市町村担当者におかれては、本事業の趣旨、目的、事業内容を十分にご理解いただ

き、こどもの生活環境の更なる向上のために考えていただく必要があるため、設備運営基準に加えて、運営指針及び解説書を熟読していただくことが求められる。このため、実践者と同じ場で運営指針及び解説書の学習会を開催するなど、双方で共通の理解を深め、放課後児童クラブの質の向上を図るための方策についてご検討いただきたい。

#### ⑤ 放課後児童クラブの運営内容の評価等について

設備運営基準第5条第4項及び運営指針第7章において、放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努めるものとしている。

自己評価の実施率については、令和4年5月1日現在で55.9%となっている。自己評価は職員個人の取組を基礎としながら、職員としての議論を経て、その課題等が共有され、放課後児童クラブ全体で育成支援の質の向上に取り組むきっかけを得る上で重要な取組であることから、各市町村においては放課後児童健全育成事業者に対する実施ならびに結果公表につき周知いただきたい。その際、令和元年5月7日付け事務連絡において周知させていただいた「自己チェックリスト」を適宜ご活用いただきたい。

また、「放課後児童対策に関する専門委員会」中間とりまとめ（平成30年7月27日）では、質の確保のために第三者評価の導入が提案されている。

このような状況を踏まえ、令和元年度ならびに令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において第三者評価を実施する上での必要な方策や事項を明らかにすると共に、福祉サービス第三者評価事業の枠組みにおける放課後児童クラブ版の評価基準ガイドラインについて検討し、「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて」（令和3年3月29日付け子発0329第8号、社援発0329第36号）を発出し、周知したところである。

各都道府県においては、通知内容を了知の上、都道府県推進組織、管内市町村等の関係者に対する周知をお願いしたい。

なお、放課後児童クラブの運営費において、令和3年度より、第三者評価を受審した場合に必要な費用に対する補助を創設したところである。当該事業は、この評価基準を利用した第三者評価機関との契約による評価実施を想定しているため、ご了知いただきたい。

#### ⑥ 放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について

「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成28年9月20日雇児総発0920第2号厚生労働省雇用均等・児童家



庭局総務課長通知)や「保護者が在宅勤務の場合における放課後児童クラブの入所決定について」(令和4年6月30日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡)を发出しているので、ご了知願いたい。

特に、放課後児童クラブの待機児童については、「イ 情報収集及び利用手続等について」の趣旨をご理解の上、適切な把握に努めていただきたい。また、行政手続きコストの削減の観点から、事業者からの届出等については郵送やメールでの申請を受け付けるなど、事業者が申請に要する時間の削減を図れるよう検討いただきたい。

#### ア 優先利用の基本的考え方について

放課後児童健全育成事業の対象は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、その家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、こどもの受入れに当たって、優先順位を付けて受入れを実施しているところもある。

平成25年12月に取りまとめられた「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」(以下「専門委員会報告書」という。)においては、市町村は、放課後児童健全育成事業の提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては優先順位を付けて対応することも考えられ、優先的に受け入れるべきこどもの考え方について国として例示を示すべき、とされたところである。

これらを踏まえ、放課後児童健全育成事業の優先利用に関する基本的考え方として、優先利用の対象として考えられる事項について例示すると次のとおりである。ただし、それぞれの事項については、適用されるこども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があることにご留意いただきたい。

- ・ ひとり親世帯
- ・ 生活保護世帯
- ・ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- ・ 子どもが障害を有する場合
- ・ 低学年の子どもなど、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる子ども
- ・ 保護者が育児休業を終了した場合

- ・ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）についての同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ・ その他市町村が定める事由

#### イ 情報収集及び利用手続等について

放課後児童健全育成事業の利用手続については、現状では、利用申込先や利用決定機関が市町村である場合や各放課後児童クラブである場合など様々である。

市町村が情報の収集を行い、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うとした児童福祉法第21条の11の趣旨に基づき、可能な限り利用申込み先及び利用決定機関を市町村とすることが考えられる。地域の実情に応じ市町村以外の者を利用申込み先及び利用決定機関とする場合にも、市町村が放課後児童クラブの利用申込や待機児童の状況等について随時報告を受ける等により、利用状況を的確に把握し、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うことができるような実施体制を構築することが求められているので、ご対応いただきたい。

#### ウ 保護者が在宅勤務の場合における放課後児童クラブの入所決定について

「規制改革推進に関する答申」（令和4年5月27日規制改革推進会議）において、放課後児童クラブにおける入所決定の在り方に関し、保護者が在宅勤務の場合に、居宅外就労と比べて入所の優先度（利用調整指数）が低くなる取扱いを受けている事例があることについての是正措置を講ずるべきとの指摘がなされた。

入所決定については、保護者が居宅内での労働か、居宅外での労働かという点のみをもって、一律に点数に差を設けること等はせず、家庭の状況、子どもの年齢や職務の内容等を十分に勘案した上で判断すべきものであり、各市町村におかれては、こうした家庭の状況等を踏まえ、適切にご判断いただくとともに、管内放課後児童クラブへの周知をお願いする。

### ⑦ 放課後児童支援員の雇用にあたって

運営指針第4章1（3）で示している通り、育成支援を行うに当たっては、子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用は、長期的安定した形態とすることが求められる。

また、放課後児童支援員等の人材の確保にあたり、長期にわたって安心して就業できるよう、勤続年数等に応じた賃金改善の実施などの処遇改善にも努めていただきたい。

これは、指定管理者制度により放課後児童クラブを運営する場合や

会計年度任用職員制度により放課後児童支援員を雇用する場合も同様である。なお、指定管理者制度及び会計年度任用職員制度の運用に当たっては、総務省より通知が発出されているので、当該通知も参考に適切な放課後児童支援員の雇用に努めていただきたい。

(関連資料70, 71参照)

## ⑧ 放課後児童支援員等の採用にあたっての留意事項について

設備運営基準第12条において、「利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」としている。児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為等は、どのような理由があっても許されるものではなく、すべてのクラブにおいて、研修等の実施や採用時のチェックなどを十分に行っていただくことが必要である。

(参考：児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為)

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にいせつな行為をすること又は被措置児童等をしていせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

また、放課後児童支援員等の採用にあたっては、面接の実施や履歴書等で上記に該当する者でないかを十分に確認することが望ましい。

なお、運営指針において、以下のとおり規定していることから、放課後児童支援員等の採用にあたって参考にさせていただくとともに、適切な人材の採用及び人材育成に努めていただきたい。

### 【運営指針】

#### 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

##### 1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

- (1) 放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

- (2) 放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、

次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

- ・ 子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
- ・ 児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
- ・ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
- ・ 守秘義務を遵守する。
- ・ 関係法令に基づき個人情報適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
- ・ 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- ・ 放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
- ・ 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

#### ⑨ 放課後児童クラブにおける事故防止について

運営指針第6章等において、事故等を防止するための室内外の毎日の点検や必要な設備の補修、事故等の発生時のマニュアル作成等、こどもが安全に安心して過ごせるために放課後児童クラブとして実施すべき事項が規定されているので、引き続き安全への意識の喚起や取組への指導をお願いしたい。また、こどもの支援にあたっては、職員体制を整え、こどもの安全はもとより職員も含めた事故やケガの防止に向けた対策を組織として講じていただくようお願いしたい。加えて、「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」（平成30年7月11日付け子子発0711第2号。）や「放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施について（依頼）」（令和3年10月18日付け子子発1018第1号。）を発出しており、通知内容を了知の上、放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における児童の安全確保に努めていただくようお願いしたい。

なお、設備運営基準において、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされており、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け通知）に基づき、放課後児童クラブにおいて発生した

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、

意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。)

について報告をお願いしているところである。

集約した情報については、データベース化し、内閣府HP「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において公表することとしているので、ご了知願いたい。

**⑩ 放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施結果（フォローアップ調査結果）について** **（関連資料72参照）**

令和3年6月の千葉県八街市の事故を受けて開催された「交通安全対策に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」等を踏まえ、令和3年10月に、全国の自治体に対して、安全点検の実施と結果の報告をいただき、令和4年5月にフォローアップ調査を実施させていただいた。

全国4,312クラブにおいて安全点検を実施し、危険と考えられる箇所は6,139箇所発見され、このうちフォローアップ調査時点において未対応だった箇所は493箇所となっていた。未対応の493箇所のうち、491箇所はクラブや学校から利用児童等に対して注意喚起が行われる予定（又は行われている）状況であり、各市町村、各クラブにおいてはご対応いただき感謝申し上げます。放課後児童クラブを利用するこどもの安全確保に向けて、来所・帰宅経路の安全点検については、今後も継続的に行っていただくようお願いする。（未対応の493箇所のうち、2箇所については、当該経路を利用する児童がいないため対応未定）

また、学校、警察、道路管理部局等から構成される「通学路の交通安全確保の推進体制」（以下「推進体制」という。）への参画状況については、放課後児童クラブを実施している市町村の約3割となっている。未参画の市町村におかれては、来所・帰宅経路の安全確保に向けて、推進体制への参画を積極的にご検討いただくとともに、推進体制に参画していない場合であっても、学校、警察、道路管理部局等を個別に情報共有できる体制を構築いただき、放課後児童クラブを利用するこどもの安全確保に向けた対応を行っていただきたい。

**⑪ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議について**

平成27年通常国会において、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）の一部が改正され、衆議院及び参議院の附

帯決議において、裁判員候補者の出席率が低下するなどしていることを踏まえ、裁判員裁判に対する国民の参加意欲を高めるため、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むことが求められたところである。

特に、衆議院の附帯決議においては、政府及び最高裁判所が本法の施行に当たり格段の配慮をすべき事項として、放課後児童クラブを日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等が盛り込まれたところである。

これを踏まえ、地方裁判所所在地をはじめとする各市町村においては、小学生のこどもの保護者が希望する場合には、放課後児童クラブを一時的に活用し、裁判員として裁判に参加することができるよう、積極的な対応をお願いしたい。

(参考) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成27年5月15日 衆議院法務委員会)  
(抜粋)

五 事業者による特別な有給休暇制度の導入などの職場環境改善の促進、保育所・学童保育等を日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むこと。

## (2) 利用者支援事業について

(関連資料73参照)

### ① 利用者支援事業の運営について

利用者支援事業は、保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業である。

このうち、基本型は、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するものである。また、特定型は、待機児童等の解消を図るため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施するものである。さらに、母子保健型は、保健師等の専門職が妊産婦等の状況を継続的に把握し、関係機関との連携や情報の共有化を図りながら、必要に応じて支援プランを策定するなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施することとしている。

このため、「利用者支援事業の実施について」(平成27年5月21日付け府子本第83号・27文科初第270号・雇児発0521第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均

等・児童家庭局長連名通知)に基づき事業を実施する場合に、運営費や夜間・休日の時間外相談等の加算事業に対して補助を行っていることから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

## ② 整備費について

利用者支援事業の実施事業所の整備に対する支援は、

- ・「次世代育成支援対策施設整備交付金」(ハード交付金)
- ・「子ども・子育て支援交付金(開設準備経費)」(ソフト交付金)

にて実施しているところである。

「次世代育成支援対策施設整備交付金」については、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、平成29年度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等が設置する施設まで拡充したところであるので、あらゆる地域資源の活用を積極的に進めていただきたい。

また、「子ども・子育て支援交付金(開設準備経費)」については、利用者支援事業を新たに開設する場合に必要な簡易な修繕や備品の購入にかかる支援に対して必要な予算を計上したところである。

各自治体におかれては、子育て親子の支援の推進のほか、空き店舗の活用等地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

## (3) 地域子育て支援拠点事業について

### ① 地域子育て支援拠点事業の運営について (関連資料74参照)

現在、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、3歳未満児のいる家庭の約6～7割は在宅で子育てをしており、地域における子育て支援機能の充実や地域全体で子育て家庭を支える取組の推進が求められている。

地域子育て支援拠点事業は、公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設等の地域の身近な場所で、子育て家庭の親とその子ども(以下、「子育て親子」という。)が気軽に集い、交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を設け、子育ての孤立感、負担感の解消を図るなど、地域における子育て支援の中核的機能として、その取組を推進してきたところである。

このため、「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年5月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき事業

を実施する場合に、運営費や子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり事業等）、出張ひろば等の加算事業に対して補助を行っていることから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

## ② 整備費について

地域子育て支援拠点の整備に対する支援は、

- ・「次世代育成支援対策施設整備交付金」（ハード交付金）
- ・「子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）」（ソフト交付金）
- ・「児童虐待防止等対策総合支援事業（仮称）（児童虐待・DV対策等総合支援事業）」（ソフト交付金）

において実施しているところである。

「次世代育成支援対策施設整備交付金」については、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、平成29年度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等が設置する施設まで拡大したところであるので、あらゆる地域資源の活用を積極的に進めていただきたい。

また、「子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）」については、地域子育て支援拠点事業を新たに開設する場合に必要な簡易な修繕や備品の購入及び開設前月分の賃借料にかかる支援に対して必要な予算を計上したところである。

さらに、「児童虐待防止等対策総合支援事業（仮称）（児童虐待・DV対策等総合支援事業）」については、既に開設している地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な簡易な修繕、備品の購入にかかる費用の支援に対して必要な予算を計上したところである。

各自治体におかれては、子育て親子の支援の推進のほか、空き店舗の活用等地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

## ③ 地域子育て支援拠点従事職員等資質向上研修事業について

（関連資料75参照）

地域子育て支援拠点事業の職員研修については、

- ・ 地域子育て支援拠点の管理者及び指導的立場の職員を対象とした実践的研修として「地域の人材による子育て支援活動強化研修」

【実施主体：国（※公募により民間団体に委託。令和4年度は、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会が受託】



- ・ 地域子育て支援拠点に新たに従事する者や経験年数が浅い職員を対象とした基礎的研修として「子育て支援員研修（地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業）」

【実施主体：都道府県、市町村】

- ・ 地域子育て支援拠点の中堅職員に必要となる知識・技能等の取得等資質の向上を図るための研修として「職員の資質向上・人材確保等研修事業（地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業）」

【実施主体：都道府県、市町村】

の実施にかかる費用に対して必要な予算を計上しているため、経験年数等や求められる役割等に応じた職員の質の確保・向上を図るため、積極的に取り組んでいただくようお願いしたい。

#### （４）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について （関連資料76参照）

##### ① 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援などの多様なニーズへの対応を図る事業である。

このため、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき事業を実施する場合に、運営費や土日実施等の加算事業に対して補助を行っていることから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

##### ② 援助を行う者及びアドバイザーの資質向上等について

（関連資料77参照）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施に当たっては、子ども・子育て支援交付金の対象か否かに関わらず、預かり中のこどもの安全確保のため、援助を行う者の質の確保・向上を図るための取組等が適切に行われることが重要であることから、令和元年度より、会員の数に関わらず、事業の実施に当たり必要

な基本的事項について、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の適切な実施について」（令和元年9月20日付け子発0920第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）においてお示しているとおおり、事業の実施に当たってご留意をお願いしたい。特に、預かり中のこどもの安全対策等のため、AEDの使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習及び事故防止に関する講習について、援助を行う会員全員に対して必ず実施することとしている。また、これらの講習に係る少なくとも5年に1回のフォローアップ講習についても、援助を行う会員全員に対して必ず実施することとしていることから、適切な講習の実施についてお願いしたい。

さらに、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費において、援助を行う者への講習経費やアドバイザー向け研修経費を助成対象とし、都道府県・市町村へ補助することとしているので、当該補助金を活用いただき、援助を行う者及びアドバイザーの資質向上等のための取組をお願いしたい。

### ③ 事故報告等について

児童福祉法施行規則に基づき、市町村には、本事業に関わる事故の把握及び都道府県への報告が義務づけられていることから、引き続き、提供会員に事故発生時の速やかな報告を求める等の措置を講ずるようお願いしたい。なお、重大事故については、引き続き国への報告をお願いしたい。

また、児童福祉法施行規則において、市町村は、事故の発生又は再発防止に努める旨規定されていることから、報告のあった事故については、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、提供会員に情報提供するなどの対応をお願いしたい。

## （5）児童厚生施設について

### ① 児童館の運営について

（関連資料78参照）

児童館については、地域におけるこどもの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、「児童館ガイドライン」（平成30年10月1日子発1001第1号）において、地域のニーズに応えるための基本的事項、望ましい方向性を提示している。

各都道府県等におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、児童館の運営の向上に努めるとともに、遊び及び生活を通じてこどもの発達を促し、子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市

町村及び児童館関係者に対して周知を図りたい。

また、児童館ガイドラインにおいては、下記の通り具体的な活動内容を示している。

＜児童館の活動内容＞

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ①遊びによる子どもの育成     | ②子どもの居場所の提供      |
| ③子どもが意見を述べる場の提供  | ④配慮を必要とする子どもへの対応 |
| ⑤子育て支援の実施        | ⑥地域の健全育成の環境づくり   |
| ⑦ボランティア等の育成と活動支援 | ⑧放課後児童クラブの実施と連携  |

こどもの健全育成を図る地域の中核的な活動拠点である児童館は、子ども・子育て支援新制度と相まって地域を支えていく社会資源として、大きな期待が寄せられているところである。

虐待の発生予防、地域の子育て支援、こどもの主体性を尊重した活動の支援、放課後児童クラブの実施など地域に根ざした取組を進め、こどもの健全な育成を地域ぐるみで取り組む中核施設としての役割を担っていただきたい。

特に、児童虐待の発生予防と早期発見は、こどもと子育て家庭が抱えている問題について早い段階から適切に対応していくことが求められるため、地域の関係機関等が連携する要保護児童対策地域協議会への児童館の参加が期待される所であり、各地域での児童館の積極的な参画が図られるようご配慮いただきたい。

さらに、放課後児童クラブに待機児童が生じていることに鑑み、特に高学年児童については、こどもの状況や保護者のニーズに応じて、放課後児童クラブに限らず、児童館も含めてこどもの放課後の居場所の確保を図っていただきたい。

なお、今後の児童館のあり方については、令和5年4月から創設される「こども家庭庁」において、継続した議論が行われるよう、「放課後児童対策に関する専門委員会 児童館のあり方に関するワーキンググループ」（令和4年8月～11月までに3回開催）において、現状や課題、今後のあり方等に関する検討を行い、

- ・こどもの居場所としての児童館機能・役割の強化
  - ・ソーシャルワークを含めた福祉的課題への対応強化
  - ・大型児童館を中心とした、地域における児童館全体の機能強化
- の3点を柱とした、児童館の機能強化等の方向性がとりまとめられたのでご承知おきいただきたい。

② 子ども・子育て支援新制度等における児童館の活用について

(i) 地域子育て支援拠点事業について

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取組として事業展開されている。子ども・子育て支援新制度においても重要な事業として位置づけられており、このうち、「連携型」については、児童館等を主な実施場所としているので、児童館を活用した積極的な事業実施に努めていただきたい。

(ii) 利用者支援事業について

利用者支援事業については、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援することを内容としており、地域の子育て家庭のニーズを実際の施設や事業等の利用に結び付けるうえで、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と「車の両輪」ともなる極めて重要な事業である。

本事業の実施場所は「子ども及びその保護者の身近な場所」とされており、保護者等が日常的、継続的に利用できる敷居の低い場所が有効とされているので、その実施に際しては、児童館の積極的な活用をご検討いただきたい。

(iii) 乳幼児触れ合い体験の推進について

少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）では、学校・家庭・地域において、乳幼児触れ合い体験（中学生や高校生等が乳幼児と触れ合う体験）等の子育てに対する理解を広める取組を推進することとしている。また、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）においても、自分の職業や家庭、将来について考える機会を提供するための体験・交流活動の一つとして、乳幼児触れ合い体験等の強化に取り組むこととしている。児童館ガイドラインにおいても、「乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組」を示している。

各都道府県におかれては、乳幼児触れ合い体験に関する内容が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく行動計画策定指針に盛り込まれていることを踏まえ、地域少子化対策重点推進交付金（「優良事例の横展開支援事業」（内閣府））等を活用して、乳幼児親子と中・高校生世代をともに利用の対象としている児童館において、乳幼児触れ合い体験を積極的に実施していただき、必要な支援等を行っていただくようお願いしたい。

### ③ 児童館等に従事する者の人材育成について

#### (i) 全国子どもの健全育成リーダー養成セミナーについて

厚生労働省では、児童館及び放課後児童クラブにおいて、社会的問題である児童虐待の発生予防と早期発見、地域の子育て支援、こどもの主体性を尊重した活動の支援などの取組を進め、地域でこどもの健全な育成や成長・発達を支えていくことができる人材の育成と専門性の向上を図ることを目的として、地域でこどもの健全育成に携わる指導者及び実践者や行政担当者等を対象とする「全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー」を実施している。

本年度においては、令和5年1月29日(日)に開催することとしており、令和5年度においても同様に実施する予定である。詳細が決まり次第、追ってお知らせするので、児童館、放課後児童クラブ等に周知していただきたい。

#### (ii) 児童厚生員等研修事業について

児童館は、総合的な放課後対策としてこどもの健全育成上重要な役割を担っているため、都道府県及び市町村が児童厚生員（児童の遊びを指導する者）等の資質の向上を図るための研修の実施に必要な経費の補助を行っている。

児童館ガイドラインの普及啓発も含め、すべてのこどもを対象とした遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を担う人材の育成に寄与するよう、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

### ④ 社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」について (関連資料79, 80参照)

社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」(平成27年5月設置。以下「専門委員会」という。)では、17回にわたって、児童館等における遊びのプログラム等の普及啓発や開発についての検討、地域の児童館等の果たすべき機能及び役割の検討を行ってきた。

専門委員会における検討内容及び結果は、「遊びのプログラム等に関する専門委員会の終了に当たって」(令和4年7月14日)として提言にまとめられている。(URL ; <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000991606.pdf> )

提言書にある通り、令和5年4月のこども家庭庁設置に伴い、専門委員会は令和4年度を持って廃止となるが、提言書で示された課題等も

踏まえ、遊びのプログラム等の普及啓発や開発、今後の地域の児童館のあり方等について引き続き検討していく予定である。

また、令和5年度予算案においても、引き続き「児童館等における遊びのプログラム等の開発・普及」に係る経費を計上し、これまでの成果を踏まえ、さらに地域の児童館等での遊びのプログラム等の普及・浸透を図ることとしている。

#### ⑤ 児童館における第三者評価基準ガイドラインについて

児童館における第三者評価基準ガイドラインについては「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について」（平成30年3月26日付け子発0326第10号、社援発0326第7号、老発0326第7号）並びに「児童館ガイドラインの改正について」（平成30年10月1日付け子発1001第1号）の内容を踏まえ、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービス質の向上推進委員会」で、見直しに向けた検討を行い、令和2年9月3日付けで改正を行ったところである。

各都道府県においては、本ガイドラインについて都道府県推進組織、貴管内市町村等の関係者に対する周知をお願いする。（URL；<http://shakyo-hyouka.net/evaluation4/>）

#### ⑥ 児童厚生施設に対する財政支援措置について

（関連資料23, 25, 81参照）

##### （i）令和5年度予算案について

児童館については、

- ・ 発達段階等に配慮した健全育成活動やこどもの権利を基盤とする健全育成活動
- ・ 要支援児童・家庭への支援、地域における見守り支援体制の構築
- ・ 他施設（地域子育て支援拠点事業、公民館、児童遊園等）へのアウトリーチ

等総合的に展開できることが求められているが、具体的な対応例が示されていないことから、取組が進んでいない。

このため、令和4年度予算において、以下のとおり設定したテーマに対する事業を実践し、アウトプット評価の実施を行い、横展開が可能になるような事例集の作成に向けた「児童館における健全育成活動開発事業」を創設した。

（参考：テーマ例）

- ・ 発達段階等に配慮した健全育成活動  
年齢や発達に応じた、児童センター（体力増進機能が付加）、児童遊園を活用した体力向上や運動機械提供に資するもの等
- ・ 子どもの権利を基盤とする健全育成活動  
子どもの意見尊重や主体的な活動、児童館ガイドラインで示した子どもを運営協議会等の構成員にすることを促進するもの等
- ・ 福祉的な課題への対応  
相談支援体制の構築、関係機関との連携や地域住民との協働事業、配慮を要する児童・家庭を対象としたもの等

令和5年度予算案においても、引き続き、同事業を実施するとともに、これまでのテーマに加え、特定テーマとして、

- ・ 改正児童福祉法（令和4年法律第66号）に基づく「児童育成支援拠点事業」や「地域子育て相談機関」の実施に向けて、その基盤となる取組
- ・ 障害児の受け入れの推進に向けて、専門的知識等を有する児童厚生員等を配置し、障害児を含めた子ども達の遊びの充実や保護者等からの相談体制の充実を図るもの

を新たに設定することとしている。

児童館については、今後「こども家庭庁」において議論されることとなる「全てのこどもの居場所づくり」において、重要な役割を担うことが期待されることから、都道府県等におかれては、本事業を積極的に活用いただき、児童館の機能強化等を進めていただきたい。

## （ii）令和4年度第二次補正予算について

### ア 新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援について

児童厚生施設における新型コロナウイルス感染症対策の支援として、令和4年度第二次補正予算（保育対策総合支援事業費補助金）において、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、感染対策のための改修に必要な経費を計上しているため、積極的な事業の実施をお願いしたい。

なお、地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業となっているため、各都道府県等におかれては、支援を必要とする児童厚生施設へ支援が行き渡るよう、予算措置にご配慮いただきたい。

### イ 児童館におけるICT化について

児童館におけるICT化に向けて、令和4年度第二次補正予算（保育対策総合支援事業費補助金）において、入退館やこどもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化など支援の質の向上につながる機器の導入などに必要な経費を計上している。

児童館におけるICT化は、職員の業務効率化・負担軽減に資するものだけでなく、こどもにとっても児童館をより利用しやすく、また、交流の場を広げることができる効果があり、保護者にとっても子育て等に関する相談がしやすい環境を整えることができると考えられることから、各都道府県等におかれては、積極的な事業の実施をお願いしたい。

(iv) 民営児童館に対する財政支援措置について

「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているので、各自治体におかれては、地域における子どもの健全育成を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

(6) 児童委員・主任児童委員について

① 児童委員・主任児童委員の円滑な活動について

少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化、児童虐待、いじめ、少年非行、こどもの自殺や貧困等、こどもや家庭をめぐる課題が複雑かつ深刻化している。また、都市化に伴う地域のつながりの希薄化等が課題となっており、社会全体で子育て家庭を支援する必要性が高まっている。このような状況の中で、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中でこどもや子育て家庭への支援をボランティアとして行う児童委員・主任児童委員への期待は高まっているが、一方、児童委員・主任児童委員の活動について、地域住民や関係機関における理解・浸透が十分ではないことが課題となっている。

乳幼児のいる子育て中の親子への訪問支援、中・高校生の居場所づくりに配慮した活動など、児童委員・主任児童委員が地域の実情に即した様々な活動に取り組んでいただいていることを踏まえつつ、今後も地域における身近な相談役として活躍できるよう、各自治体におか